

令和7年度

「京野菜生産加速化事業」の概要

事業名	区 分	実施主体	対象品目	事業概要	補助率
京野菜生産 加速化事業	パイプハウス 整備事業	全農 農協 3戸以上の農業者で組 織する団体 農地所有適格法人（常 時従事者5名以上） その他知事が認めるも の	京都府特産物育成協議 会で指定した園芸振興 品目（「京のブランド産 品」を優先） 実需者等との間で定量 ・定価格契約を締結した 園芸品目	収益性の高い園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウスの整備（事業期間：2年） ＜事業対象＞ 新設パイプハウス、再利用パイプハウス ＜採択要件＞ ・受益戸数 3戸以上 ・受益面積 葉菜類：概ね50a（概ね40a）以上 果菜類：概ね25a（概ね20a）以上 花き類：概ね40a以上	ブランド品目 4.5/10 (5/10) その他品目 4/10 (4.5/10) ただし、事業費上限 18,000円／㎡ ※消費税は対象外
	生産・流通改善 条件整備事業			省力・低コスト生産に係る支援等（事業期間：1年） ＜事業対象＞ 小規模ほ圃場条件整備、生産管理用機械、調整用機械、遮光・遮熱資材 ＜採択要件＞ ・受益戸数 3戸以上 ・受益面積 野菜・果樹 ブランド品目：10a以上 その他品目：概ね50a以上 花き類 概ね30a以上	4/10 (4.5/10) ※消費税は対象外

※受益面積及び補助率の（ ）は中山間地域を含む市町村に適用

京野菜生産加速化事業実施要綱

平成 1 5 年 5 月 2 1 日
5 農 産 第 4 5 9 号
改正 平成 1 6 年 4 月 1 3 日
6 農 産 第 3 0 2 号
改正 平成 1 7 年 4 月 1 5 日
7 農 産 第 3 0 0 号
改正 平成 2 3 年 4 月 1 日
3 農 産 第 1 5 2 号
改正 平成 2 6 年 3 月 2 8 日
6 農 産 第 1 8 5 号
改正 令和 6 年 3 月 2 7 日
6 農 産 第 2 4 3 号

第1 趣 旨

京野菜を始めとする京都府産農産物に対する市場・消費者からのニーズが高まる中、今後、本府の農業生産を維持・発展していくためには、これらのニーズに安定的に応える生産体制を早急に構築する必要がある。

さらに、環境に配慮した「京都こだわり農法」の実践による安心・安全な農産物生産を振興するとともに、京都府産農産物に対する消費者の信頼を確保することが重要となっている。

このような観点に立ち、知事は、京のブランド産品を中心とした収益性の高い園芸産地の育成強化に向け、生産から流通に関わる条件整備による産地の構造改革を加速的に推進するため、競争力の強い生産販売体制の確立を図る取組等に対し、補助金の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 35 年京都府告示第 928 号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 目 標

本事業は、第 1 の趣旨に即し、地域の諸条件に対応して「京都こだわり農法」を実践するとともに、関係指導機関の指導力の発揮によって、園芸産地を総合的に振興するという観点から、次の事項をねらいとして推進するものとする。

- 1 多様な流通に対応した京のブランド産品を育成するための生産出荷体制の整備を図ること。
- 2 高品質・安定的生産出荷体制の確立を図り、園芸産地の育成を図ること。
- 3 生産者の自主性と創意工夫、関係機関の指導力の発揮等により、品質において京都府産農産物の優位性を確保すること。
- 4 これらを通じて、収益性の高い農業生産構造の確立と、中山間地域に配慮した活力ある農村の形成に資すること。

第3 事業の内容

本事業においては、第2の目標を実現するため、次に掲げる事業を展開する。

1 パイプハウス整備事業

収益性の高い園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウスを整備する事業

2 生産・流通改善条件整備事業

省力・低コスト生産及び流通の合理化に必要な機械の整備等を支援する事業

3 京野菜生産加速化支援活動事業

需要に対応した京野菜の生産拡大に向け、京都府特産物育成協議会及び地域特産物育成協議会の活動として新規品目・新技術の導入推進、京野菜生産加速化計画の策定と進行管理及び「京野菜生産加速化支援隊」による伴走支援活動等を実施する事業

第4 事業の実施

1 他の計画等との整合性

この事業の実施に当たっては、府及び市町村等は市町村農業振興整備計画等との整合性を図るものとする。

2 他の施策との関連

この事業の実施に当たっては、価格流通対策、融資対策等の各種施策との連携を図り、事業効果の早期発現に努めるものとする。

附 則（5農産第459号）

この実施要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第302号）

1 この実施要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

2 特産協地域コーディネーター設置事業実施要領は、廃止する。

附 則（7農産第300号）

この実施要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（3農産第152号）

この実施要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第185号）

この実施要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第243号）

この実施要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

パイプハウス整備事業実施要領

	平成 15 年 5 月 21 日
	5 農 産 第 459 号
改正	平成 16 年 4 月 13 日
	6 農 産 第 302 号
改正	平成 17 年 4 月 15 日
	7 農 産 第 300 号
改正	平成 18 年 4 月 17 日
	8 農 産 第 328 号
改正	平成 18 年 11 月 24 日
	8 農 産 第 958 号
改正	平成 19 年 5 月 22 日
	9 農 産 第 430 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日
	3 農 産 第 152 号
改正	平成 26 年 3 月 28 日
	6 農 産 第 185 号
改正	平成 28 年 3 月 28 日
	8 農 産 第 139 号
改正	令和 元年 5 月 13 日
	元 農 産 第 376 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日
	5 農 産 第 250 号
改正	令和 6 年 3 月 27 日
	6 農 産 第 243 号

第 1 趣 旨

京野菜生産加速化事業実施要綱（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号、以下「要綱」という。）第 3 の 1 のパイプハウス整備事業（以下「本事業」という。）については、要綱による他、この要領により実施するものとする。

第 2 事業の内容等

本事業の事業実施主体、対象品目、事業内容、事業期間、採択要件及び補助率等については、別表に掲げるとおりとする。

第 3 事業の実施等

1 事業実施計画

（１） 本事業を実施しようとする事業実施主体の長は、事業実施計画承認申請書（別

記第 1 号様式)を事業実施地域を所管する市町村長に提出するものとする。ただし、府内の 2 以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体の長にあっては、原則主たる実施地域を管轄する京都府広域振興局長（主たる事業実施地域が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町（以下「京都市等」という。）の場合は知事。以下「広域振興局長等」という。）に提出するものとする。

- (2) 市町村長は、(1)の事業実施計画承認申請書を取りまとめ、管轄する広域振興局長等に提出するものとする。

なお、市町村長は、事業実施計画承認申請書を提出するに当たり、計画の内容を検討し、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行うとともに、あらかじめ、その内容について広域振興局長等と協議するものとする。

- (3) 事業を実施しようとする市町村長及び府内の 2 以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体の長（以下「市町村長等」という。）は、事業実施地区指定調書（別記第 2 号様式）を事業実施計画承認申請書に添付し、地区指定を受けるものとする。

- (4) 知事は、(2)の事業実施計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長等に対して実施計画の承認を行うものとする。

なお、地区指定については、計画承認通知をもって代えるものとする。

- (5) 事業実施計画承認申請書の変更については、事業実施計画変更承認申請書（別記第 5 号様式）を用い、その手続については、(1)から(4)までの規定を準用する。

なお、この要領に基づき事業実施計画の変更を要するものは、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 35 年京都府告示第 928 号。以下「交付要綱」という。）第 2 条の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

- (6) 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に着手しようとする場合において、あらかじめ管轄する広域振興局長等の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（別記第 6 号様式）を市町村長を通じて広域振興局長等に提出したときは、この限りではない。

2 補助金交付申請

- (1) 市町村長等は、計画承認を受けた後、補助金交付申請書（別記第 7 号様式）を管轄する広域振興局長等に提出するものとする。

- (2) 交付要綱第 2 条の変更の欄に掲げる変更をしようとする場合は、交付要綱第 4 条の規定により補助金変更承認申請書（別記第 8 号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、府、市町村、農業団体及び特産物育成協議会等の指導のもとに、知事の承認を受けた事業実施計画書に従って事業を実施するとともに、本事業により整備した施設については、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済

制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

4 実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（別記第9号様式）によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度末のいずれか早い日までに広域振興局長等に提出するものとする。

5 実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間の毎年度、当該年度の事業実施状況報告を翌年度の6月末日までに市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業に取り組んだ事業実施主体にあっては、原則として主たる実施地域を管轄する広域振興局長等に事業実施状況報告書（別記第10号様式）を提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に事業実施状況報告書（別記第10号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

第4 助成

府は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、市町村長等に対し助成するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第302号）

この実施要領は、平成16年度分の補助金から適用する。ただし、第3の1の(2)の改正規定は、平成16年5月1日から適用する。

附 則（7農産第300号）

この実施要領は、平成17年度分の補助金から適用する。

なお、平成16年度に第2の1の事業の地区指定を受けた地区については、平成17年度に限り、従来の事業採択要件及び補助率により実施することができる。

附 則（8農産第328号）

この実施要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（8農産第958号）

この実施要領は、平成18年11月24日の補助金から適用する。

附 則（9農産第430号）

この実施要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

なお、平成18年度に第2の1の事業の地区指定を受けた地区については、平成19年度に

限り、従来の事業採択要件により実施することができる。

附 則（３農産第 152 号）

- 1 この実施要領は、平成 23 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 22 年度に京野菜こだわり産地支援事業実施要綱（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号）第 3 の 1 のパイプハウス整備事業実施要領（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号）第 2 の 1 の地区指定を受けた地区については、平成 23 年度に限り、従前の例により実施することができる。

附 則（６農産第 185 号）

- 1 この実施要領は、平成 26 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 25 年度にほんまもん京ブランド産地支援事業実施要綱（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号）第 3 の 1 のパイプハウス整備事業実施要領（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号）第 2 の 1 の事業種目の地区指定を受けた地区及び農業生産施設整備促進事業（ほんまもん京ブランド産地支援事業）実施要領（平成 25 年 10 月 3 日付け 5 農産第 549 号）第 2 の 1 の事業種目の地区指定を受けた地区については、平成 26 年度に限り、従前の例により実施することができる。

附 則（８農産第 139 号）

この実施要領は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則（元農産第 376 号）

この実施要領は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則（５農産第 250 号）

この実施要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則（６農産第 243 号）

この実施要領は、令和 6 年 3 月 27 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表 パイプハウス整備事業

事業実施主体	対象品目	事業内容	事業期間	採択要件	補助率等
1 全国農業協同組合連合会京都府本部	次のいずれかの品目	収益性の高い園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウスの整備	2年間	1 事業実施主体は次の要件を全て満たすこと。 (1) 栽培方法が統一されていること。(品種、作型、施肥・防除等) (2) 統一された規格により対象品目の共販をしていること。 (3) 共販に必要な出荷資材が統一されていること。	【府重点推進品目及びブランド認証品目】 4. 5 / 10 以内 (5 / 10 以内)
2 農業協同組合	1 京都府特産物育成協議会で指定した園芸振興品目(「京のブランド産品」を優先する。)	(1) パイプハウス及びこれに附帯する施設 (2) 再利用されるパイプハウス及びこれに附帯する施設		2 事業実施主体が事業実施主体の欄の1、2又は3の場合、受益戸数は、3戸以上であること。	【その他の対象品目】 4 / 10 以内 (4. 5 / 10 以内)
3 3戸以上の農業者で組織する団体				3 新設するパイプハウスの面積は、次の要件を満たすこと。ただし、()内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村(京都市を除く。)に適用する。 ＜野菜(葉菜類)＞ 概ね50a以上(概ね40a以上) ＜野菜(果菜類)＞ 概ね25a以上(概ね20a以上) ＜花き・その他園芸作物＞ 概ね40a以上	
4 農地所有適格法人(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)が5名以上いる者に限る。)	2 事業実施主体が出荷する相手先(以下「実需者等」という。)との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目			4 各作物ごとの特性に応じ、共同利用による栽培管理作業等が効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること。	()内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村(京都市を除く。)に適用する。
5 その他知事が認めるもの					

			5 計画的な産地育成と安定的な生産出荷が確保されるための計画が策定されていること。 6 対象品目が対象品目の欄の 1 の場合、次の要件を満たすこと。 (1) 府域あるいはブロック単位での市場対応力の強化を目指し、特産物育成協議会の指導、計画に沿うものであること。 (2) 京都こだわり農法に基づき作成された栽培暦による生産が確実と見込まれ、かつ、栽培履歴の記帳が行われるものであること。 なお、京都こだわり栽培指針の基準設定がない品目については当該基準に準じた対応を行うこととする。 7 対象品目が対象品目の欄の 2 の場合、次の要件を満たすこと。 (1) 実需者等との間で特定品目の供給に係る契約を締結すること。 (2) 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書には、次に掲げる全ての事項を定めること（口頭契約等により書面がない場合、次に掲げる内容を記載した契約内容確認書（別記第 11 号様式）を実需者等と取り交わすこと。）。 ア 当該契約の対象品目の種類 イ 当該対象品目の供給の期間 ウ 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量 エ 当該対象品目の価格	ただし、事業費の上限は 18,000 円／㎡とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
--	--	--	---	--

生産・流通改善条件整備事業実施要領

	平成 15 年 5 月 21 日
	5 農 産 第 459 号
改正	平成 16 年 4 月 13 日
	6 農 産 第 302 号
改正	平成 17 年 4 月 15 日
	7 農 産 第 300 号
改正	平成 18 年 4 月 17 日
	8 農 産 第 328 号
改正	平成 18 年 11 月 24 日
	8 農 産 第 958 号
改正	平成 19 年 5 月 22 日
	9 農 産 第 430 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日
	3 農 産 第 152 号
改正	平成 24 年 3 月 27 日
	4 農 産 第 180 号
改正	平成 26 年 3 月 28 日
	6 農 産 第 185 号
改正	平成 28 年 3 月 28 日
	8 農 産 第 139 号
改正	令和 元年 5 月 13 日
	元 農 産 第 376 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日
	5 農 産 第 250 号
改正	令和 6 年 3 月 27 日
	6 農 産 第 243 号

第 1 趣 旨

京野菜生産加速化事業実施要綱（平成 15 年 5 月 21 日付け 5 農産第 459 号。以下「要綱」という。）第 3 の 2 の生産・流通改善条件整備事業（以下「本事業」という。）については、要綱による他、この要領により実施するものとする。

第 2 事業の内容等

本事業における事業実施主体、対象品目、事業内容、事業期間、採択要件及び補助率等については、別表に掲げるとおりとする。

第 3 事業の実施等

1 事業実施計画

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体の長は、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）を事業実施地域を所管する市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体の長にあっては、原則主たる実施地域を管轄する京都府広域振興局長（主たる事業実施地域が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町（以下「京都市等」という。）の場合は知事。以下「広域振興局長等」という。）に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の事業実施計画承認申請書を取りまとめ、管轄する広域振興局長等に提出するものとする。事業実施主体が全国農業協同組合連合会京都府本部（以下「全農京都府本部」という。）の場合にあっては、全農京都府本部長は、事業実施計画承認申請書を知事に提出するものとする。

なお、市町村長は、事業実施計画承認申請書を提出するに当たり、計画の内容を検討し、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行うとともに、あらかじめ、その内容について広域振興局長等と協議するものとする。

(3) 知事は、(2)の事業実施計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長及び府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体の長（以下「市町村長等」という。）に対して実施計画の承認を行うものとする。

(4) 事業実施計画承認申請書の変更については、事業実施計画変更承認申請書（別記第5号様式）を用い、その手続については、(1)から(3)までの規定を準用する。

なお、この要領に基づき事業実施計画の変更を要するものは、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「交付要綱」という。）第2条の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

(5) 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手しようとする場合において、あらかじめ管轄する広域振興局長等の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（別記第6号様式）を市町村長を通じて広域振興局長等に提出したときは、この限りではない。

2 補助金交付申請

(1) 市町村長等は、計画承認を受けた後、補助金交付申請書（別記第7号様式）を管轄する広域振興局長等に提出するものとする。

(2) 交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更をしようとする場合は、交付要綱第4条の規定により補助金変更承認申請書（別記第8号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、府、市町村、農業団体及び特産物育成協議会等の指導のもとに、知事の承認を受けた事業実施計画書に従って事業を実施するものとする。

4 実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（別記第9号様式）によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度末のいずれか早い日までに広域振興局長等に提出するものとする。

5 実施状況の報告

（1） 事業実施主体は、事業実施年度から3年間の毎年度、当該年度の事業実施状況報告を翌年度の6月末日までに市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業に取り組んだ事業実施主体にあっては、原則として主たる実施地域を管轄する広域振興局長等に事業実施状況報告書（別記第10号様式）を提出するものとする。

（2） 市町村長等は、（1）の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に事業実施状況報告書（別記第10号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

第4 助成

府は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、市町村長等に対し助成するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第302号）

この実施要領は、平成16年度分の補助金から適用する。ただし、第3の1の（2）の改正規定は、平成16年5月1日から適用する。

附 則（7農産第300号）

この実施要領は、平成17年度分の補助金から適用する。

なお、平成16年度に第2の1の事業の地区指定を受けた地区については、平成17年度に限り、従来の事業採択要件及び補助率により実施することができる。

附 則（8農産第328号）

この実施要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（8農産第958号）

この実施要領は、平成18年11月24日の補助金から適用する。

附 則（9農産第430号）

この実施要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（3農産第152号）

この実施要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（4農産第180号）

この実施要領は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（６農産第 185 号）

この実施要領は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則（８農産第 139 号）

この実施要領は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則（元農産第 376 号）

この実施要領は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則（５農産第 250 号）

この実施要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則（６農産第 243 号）

この実施要領は、令和 6 年 3 月 27 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表 生産・流通改善条件整備事業

事業実施主体	対象品目	事業内容	事業期間	採択要件	補助率
1 全国農業協同組合連合会 京都府本部	次のいずれかの品目	省力・低コスト生産に必要な機械の整備への支援	1年間	1 事業実施主体は次の要件を全て満たすこと。 (1) 栽培方法が統一されていること。(品種、作型、施肥・防除等) (2) 統一された規格により対象品目の共販をしていること。 (3) 共販に必要な出荷資材が統一されていること。	4 / 10 以内 (4.5 / 10 以内)
2 農業協同組合	1 京都府特産物育成協議会で指定した園芸振興品目(「京のブランド産品」を優先する。)	1 新たに生産を開始するために必要な小規模なほ場条件等の整備 ア 園地整備 イ 暗きょ施工 ウ 作業道の整備及び整地 エ 進入道の整備 オ 果樹棚 カ 園地保全用施設 キ 種苗導入(多年生作物に限る)		2 事業実施主体が事業実施主体の欄の1、2又は3の場合、受益戸数は、3戸以上であること。	()内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村(京都市を除く。)に適用する。
3 3戸以上の農業者で組織する団体	2 事業実施主体が出荷する相手先(以下「実需者等」という。)との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目	ク これらに附帯する機械等 2 生産管理若しくは調整用の機械又は資材 (1) 生産管理用機械 ア 育苗用機械 イ 栽培用機械 ウ 防除用機械 エ 収穫用機械 オ 土壌改良用機械 カ これらに附帯する機械等 (2) 調整用機械 ア 選別・調整・包装用機械		3 導入する機械又は資材等に係る受益面積は、次の要件を満たすこと。 ＜野菜・果樹＞ ブランド認証品目 10a 以上 その他品目 概ね 50a 以上 果樹の種苗導入 概ね 1 ha 以上 ＜花き・その他園芸作物＞ 概ね 30a 以上	(ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。)
4 農地所有適格法人(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)が5名以上いる者に限る。)				4 事業内容が事業内容の欄の(4)の場合、対象作物の栽培を露地栽培から施設栽培に転換することが確実に見込まれること。	
5 その他知事が認めるもの					

		イ これらに附帯する機械等 (3) 遮光・遮熱資材 ア 園芸用施設の温度上昇の抑制につながる資材 (4) 露地栽培用資材 ア 露地栽培に必要となる資材 (農薬、肥料を除く。)	5 対象野菜が対象品目の欄の1の場合、京都こだわり農法に基づき作成された栽培暦による生産が確実と見込まれ、かつ、栽培履歴の記帳が行われるものであること。 なお、京都こだわり栽培指針の基準がない品目についてはそれに準じた対応が行われるものとする。 6 対象品目が対象品目の欄の2の場合、次の要件を満たすこと。 (1) 実需者等との間で特定品目の供給に係る契約を締結すること。 (2) 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書には、次に掲げる全ての事項を定めること（口頭契約等により書面がない場合、次に掲げる内容を記載した契約内容確認書（別記様式第11号）を実需者等と取り交わすこと。）。 ア 当該契約の対象品目の種類 イ 当該対象品目の供給の期間 ウ 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量 エ 当該対象品目の価格	
--	--	--	---	--